

○平成二十八年総務省告示第六十九号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を改正する告示

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
電波法施行規則（昭和二十九年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)セ及び(2)セ並びに第十号の(7)の規定に基づき、高周波出力、電源端子における妨害波電圧、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。	(回上)
第一 一般用非接触電力伝送装置の測定方法	第一 一般用非接触電力伝送装置の測定方法
一 測定に使用する設備は、次のとおりとする。	一 (同左)
1 測定用受信機	1 (同左)
(1) 準尖頭値測定用受信機は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。	(1) (同左)
(2) (略)	(2) (同左)
2～6 (略)	2～6 (同左)
二～五 (略)	二～五 (同左)
第二 電気自動車用非接触電力伝送装置の測定方法	第二 (同左)
一 測定に使用する設備は、次のとおりとする。	一 (同左)
1 測定用受信機	1 (同左)
第一の一の1に同じ。	(同左)

2～6 (略)

二～五 (略)

別表第一号 準尖頭値測定用受信機の基本的特性

項目	供試装置の電波の周波数が一〇kHzから一五〇kHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が一五〇kHzから三〇MHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が三〇MHzから一、〇MHzまでの測定器の特性	供試装置の電波の周波数が一〇MHzまでの測定器の特性
六デシベル以下点における通過帯域幅	(略)	(略)	(略)	(略)

2～6 (同左)  
二～五 (同左)

別表第一号 準尖頭値測定用受信機の基本的特性

(同左)	<u>〇・一二kHz</u>	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

### 註

(施行期日)

1 ノルムの如きは、公布の日から施行する。

(経営指標)

2 ノルムの如きの施行の際現に指定を受けてる型式の四〇〇kHz 帯電界総合型一般用非接触電力伝送装置、六・七 MHz 帯磁界総合型一般用非接触電力伝送装置について、ノルムの如きによる改正後の規定にかかるが、なお従前の例による。